（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第十条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条に次の一号を加える。

四　原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第四十八条第一項の規定に基づき発行する国債

第五十二条第一項に次の一号を加える。

六　原子力損害賠償支援勘定に係る事務　経済産業大臣

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十一条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七十三　原子力損害賠償支援機構

第三十一条に次の一号を加える。

八　原子力損害賠償支援機構

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十二条　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

八　原子力損害賠償支援機構

（独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十三条　独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち国家公務員退職手当法施行令第九条の四に二号を加える改正規定中「九十　旧独立行政法人雇用・能力開発機構」を「九十一　旧独立行政法人雇用・能力開発機構」に、「九十一　旧高齢・障害者雇用支援機構」を「九十二　旧高齢・障害者雇用支援機構」に改める。

第十八条のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令第七十一号を削り、同令第七十二号を同令第七十一号とし、同令第七十三号から第百十一号までを一号ずつ繰り上げる改正規定中「第百十一号」を「第百十二号」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十四条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号に次のように加える。

ユ　原子力損害賠償支援機構の組織及び運営一般に関すること。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
経済産業大臣　海江田万里
防衛大臣　北澤　俊美

府令・省令

○内閣府令・文部科学省令第一号

原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）を実施するため、原子力損害賠償支援機構の組織及び人事に関する命令を次のように定める。

平成二十三年八月十日

内閣総理大臣　菅　**直**人
文部科学大臣　髙木　義明

原子力損害賠償支援機構の組織及び人事に関する命令

（定義）

第一条　この命令において使用する用語は、原子力損害賠償支援機構法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（運営委員会の委員の任命及び解任の認可申請）

第二条　機構の理事長は、法第十七条又は第十九条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して内閣総理大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

一　任命し、又は解任しようとする委員の氏名、住所及び履歴

二　任命しようとする委員が次のいずれにも該当しないことの誓約

イ　破産者であって復権を得ない者

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三　任命し、又は解任しようとする理由

（理事の任命及び解任の認可申請）

第三条　機構の理事長は、法第二十五条第二項又は第二十八条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して内閣総理大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

一　任命し、又は解任しようとする理事の氏名、住所及び履歴

二　任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約

イ　法第二十七条又は第二十九条本文に該当すること。

ロ　前条第二号イ又はロに該当すること。

三　任命し、又は解任しようとする理由

（定款の変更の認可申請）

第四条　機構は、法第六十六条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して内閣総理大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項及び当該変更の内容

二　変更を必要とする理由

三　変更の議決をした運営委員会の議事の経過

四　その他参考となるべき事項

（検査職員の身分証明書）

第五条　法第六十五条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

表面

原子力損害賠償支援機構法第65条第2項の規定による立入検査証

第　　号

職名及び氏名

写真（縦3cm×横2.5cm）

年　月　日生

年　月　日交付

主務大臣　　印

（裏面）